

資料 3 3 消防班の体制

大正消防署（消防班）

本部長 大正消防署 署長

副本部長 総務副署長

本部長付 警防副署長（非番）

本部長付 地域担当司令

1. 消防班の体制

班 名	◎班長 ○副班長	班 員	事務分掌
消防活動班	◎当務副署長 ○当務 警防担当司令 救助・救急司令 救助担当司令 ○非番 警防担当司令 救急担当司令 救助担当司令 ○出張所担当司令	当務 警防担当 参集 警防担当 予防担当	1 震災消防活動に関する事 （消火・救助・救急活動） 2 大隊本部の設置及び運営に関する事 3 震災消防活動の指針に関する事 4 非常招集の伝達に関する事 5 部隊の編成に関する事 6 部隊の運用に関する事 7 可搬式ポンプ要員に対する担当可搬式ポンプの 指定に関する事 8 参集職員に関する事 9 避難勧告等の協議に関する事 10 災害情報収集に関する事 11 その他必要な事項に関する事
補給班	◎管理担当司令 ○庶務主任	庶務担当 経理担当	1 消防車両等の燃料確保に関する事 2 非常電源用発電機の燃料補給に関する事 3 職員の食料、寝具、衣料に関する事 4 消防車両等の応急修理に関する事 5 庁舎の保全に関する事 6 参集職員の把握に関する事
調査班	◎予防担当司令 ○危険物担当司令	当務 警防担当 1～3名 予防担当 1～2名	1 各種情報の収集、集計、報告及び伝達に関する 事 2 高所見張りに関する事 3 区本部及び関係機関との連絡調整に関する事 4 区本部への職員（1～2名）派遣に関する事

2. 消防署・所の所在地、連絡先

名 称	所在地	電 話
大正消防署	大正区小林東3-5-17	6552-0119
大正消防署泉尾出張所	大正区泉尾1-26-4	6551-0119
大正消防署鶴町出張所	大正区鶴町3-14-1	6555-0119

資料34 区内医療機関（総合病院）一覧表

(総合病院一覧表)

病院・診療所名	所在地	診療科目	救急専用 優先病床	電話番号
済生会泉尾病院	北村3-4-5	総合内科・消化器内科 循環器内科・外科 糖尿内分泌科 眼科・整形外科 脳神経外科 婦人科・小児科 耳鼻咽喉科 皮膚科・泌尿器科 放射線科 リハビリテーション科 人工透析センター	あり	6552-0091
大正病院	三軒家東5-5-16	内科・胃腸科 心療内科・循環器内科 小児科・産婦人科 外科・整形外科 皮膚科・放射線科 リハビリテーション科		6552-0621

資料35 救護所設置報告書

救護所設置報告書

令和 年 月 日

大阪市災害対策本部長 様

大 正 区 本 部 長

以下のとおり、救護所を開設しましたので報告します。

1. 開設日 令和 年 月 日
2. 開設場所 施設名称 ()
所在地 ()
緊急時連絡先 ()
3. 責任者 氏名 ()
4. 負傷者等の状況
5. 現状の応急救護活動状況
6. 周辺地域の被害状況
7. その他報告事項

資料36 区役所内 備蓄物資一覧表

	品目	数量	備考
飲料・食品	水	5,800 本	-
	アルファ化米	5,300 食	アレルギー対応の白飯 (500 食含)
	アルファ化米(粥)	150 食	高齢者食
	ビスケット	1,000 食	-
	マッシュポテト	750 食	高齢者食
	ミルクビスケット	240 食	-
	ミルクスティック	390 食	-
	ビスコ	600 食	-
	パン	200 食	-
その他	毛布	170 枚	-
	防水シート	-	-
	日用品セット	40 セット	石鹸・粉末洗剤・歯ブラシセット・タオル等
	救急薬品セット	9 セット	-
	大人用紙おむつ	120 個	-
	子ども用紙おむつ	2100 個	-
	生理用品	670 個	-
	哺乳瓶	120 個	-
	トイレットペーパー	960 ロール	-
	簡易トイレ	1 式	本体 (16 基)、消耗品セット (53 セット)
	肌着	1,500 枚	-
	ラジオ	6 台	-
	懐中電灯	4 台	-
	プライベートルームセット	4 セット	-
	防寒具	18 着	-
	雨合羽	4 着	-
	軍手	62 双	-
	安全靴	100 足	-
	バスタオル	150 枚	-
	災害時優先電話接続用電話機	6 台	-
LED ソーラーランタン	30 台	-	
車いす	6 台	-	

資料37 災害時避難所内 備蓄物資一覧表

	品目	数量	備考
飲料・食品	水	1800 本	-
	アルファ化米	100 食	-
	アルファ化米(粥)	100 食	-
	ビスケット	150 食	-
その他	毛布	300 枚	-
	防水シート	120 枚	-
	日用品セット	120 セット	石鹸・粉末洗剤・歯ブラシセット・タオル等

救急薬品セット	9セット	-
簡易トイレ	1式	本体(4基)、消耗品セット(8セット)
救助用資器材セット	1式	ジャッキ・のこぎり・手斧・担架・バール等
ブランケット	50枚	-
ラジオ	10台	-
懐中電灯	20台	-
プライベートルームセット	1セット	-
災害時優先電話接続用電話機	3台	-

資料 38 遺体仮収容（安置）所候補

(1) 市内公的施設等

名 称	所 在 地	収 容 可能数	電 話
大正区民ホール	大正区千島 2-7-95	50	4394-9734
市立千島体育館	大正区千島 2-7-93	30	6553-7800

(2) 市内寺院等

名 称	所 在 地	収 容 可能数	電 話
久昌寺	大正区三軒家西 1-22-7	5	6551-8078
専稱寺	大正区三軒家東 2-5-9	5	6551-5726
東林寺	大正区三軒家東 4-11-16	5	6551-4607
呑海寺	大正区三軒家東 6-15-3	5	6551-4891
真行寺	大正区三軒家東 4-7-7	5	6551-5583
妙法寺	大正区三軒家東 4-13-6	5	6554-0654
了照寺	大正区三軒家東 4-15-7	5	6551-2288
萬福寺	大正区泉尾 1-39-18	5	6551-3006
浄泉寺	大正区泉尾 2-18-10	5	6551-1835
真光寺	大正区泉尾 1-30-20	5	6551-7597
順教寺	大正区泉尾 1-33-26	5	6551-8573
西福寺	大正区泉尾 3-15-10	5	6551-4419
光明寺	大正区小林東 3-11-6	5	6551-9163
帰命寺	大正区平尾 5-4-4	5	6551-2064
浄金寺	大正区平尾 5-7-14	5	6551-8236
正等寺	大正区平尾 4-7-1	5	6551-4539
普照教会	大正区鶴町 3-16-3	5	6551-7287

資料39 遺体仮収容（安置）所の設置報告書

遺体仮収容（安置）所（開設・閉鎖）報告書

令和 年 月 日

大阪市災害対策本部長 様

大 正 区 本 部 長

以下のとおり、遺体仮収容（安置）所を（開設・閉鎖）しましたので報告します。

- | | | | | |
|----------------|--------|---|---|---|
| 1. 開設・閉鎖日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 2. 開設場所 | 施設名称 | （ | | |
| | 所在地 | （ | | |
| | 緊急時連絡先 | （ | | |
| 3. 責任者 | 氏名 | （ | | |
| 4. 行政監察医 | 氏名 | （ | | |
| 5. 遺体収容業務従事職員数 | | | | 名 |
| 6. 遺体収容可能数 | | | | 体 |
| 7. その他報告事項 | | | | |

(5) 開設・閉鎖のうち該当する項目に○印をつけて下さい。

注2) 行政監察医が派遣できない場合は、その旨を報告事項欄に記載して下さい。

注3) 遺体仮収容（安置）所の開設に当たっては、都市防災情報システム、無線FAX等により速やかに危機管理部長あて報告して下さい。

資料 4 0 区内警察署との協力体制

大正警察署との協力体制

大正警察署災害警備本部長
緊急時連絡先

大正警察署長
6 5 5 5 - 1 2 3 4

1. 警備計画

大正警察署は、関係機関と相互に連携を図りつつ、次の活動を実施する。

- (1) 被害の早期把握に努め、人命救助活動に必要な車両や資器材を調達し、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場に迅速に派遣する。
- (2) 区及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、区が行う救急活動を支援する。
- (3) 迅速かつ的確な救助・救急活動が実施されるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- (4) 人心の不安、物資の不足等に伴う犯罪及び集団的違法事案を防止するため、犯罪の予防・取締りを実施する。

2. 警察施設所在地一覧表

交 番 名	所 在 地	所 管 区
大浪橋交番	大正区三軒家東 2 - 3 - 2 1	三軒家東 1 ~ 6 丁目 三軒家西 1 ~ 3 丁目
泉尾交番	大正区泉尾 3 - 1 9 - 1 8	泉尾 1 ~ 7 丁目
千島交番	大正区千島 3 - 1 - 4 1	千島 1 ~ 3 丁目 北恩加島 1 ~ 2 丁目 北村 1 ~ 3 丁目
平尾交番	大正区平尾 2 - 2 2 - 2 1	平尾 1 ~ 5 丁目 小林東 1 ~ 3 丁目 小林西 1 ~ 2 丁目
南恩加島交番	大正区南恩加島 4 - 4 - 5 6	南恩加島 1 ~ 7 丁目 船町 1 ~ 2 丁目
鶴町交番	大正区鶴町 3 - 1 2 - 1 2	鶴町 1 ~ 5 丁目

資料 4 1 臨時相談所開設・閉鎖報告書

臨時相談所（開設・閉鎖）報告書

令和 年 月 日
大阪市災害対策本部長 様

大 正 区 本 部 長

以下のとおり、臨時相談所を（開設・閉鎖）しましたので報告します。

1. 開設・閉鎖日 令和 年 月 日
2. 開設場所 施設名称 ()
所在地 ()
緊急時連絡先 ()
3. 開設時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
4. 従事職員数 名
5. その他

注 1 開設・閉鎖のうち該当する項目に○印をつけて下さい。

注 2 臨時相談所を開設にあたっては、無線 F A X 等により速やかに市本部（危機管理部）あて送付して下さい。

注 3 災害時避難所開設と同時に臨時相談所を開設した場合には、避難所開設報告書に上記項目を記載して送付して下さい。

資料44 義援金保管台帳

受領日	受領額及び受領方法等		相手方	住所 氏名 電話	番号	受領書
	受領額 (円)	受領方法等				
・		<input type="checkbox"/> 銀行振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵便振替 <input type="checkbox"/> その他 (別口預金口座入金日 . . .) 〈除く銀行振替〉 (送金日 . . . 送金先)	〒			<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要 受領書番号 (番) 交付日()
・		<input type="checkbox"/> 銀行振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵便振替 <input type="checkbox"/> その他 (別口預金口座入金日 . . .) 〈除く銀行振替〉 (送金日 . . . 送金先)	〒			<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要 受領書番号 (番) 交付日()
・		<input type="checkbox"/> 銀行振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵便振替 <input type="checkbox"/> その他 (別口預金口座入金日 . . .) 〈除く銀行振替〉 (送金日 . . . 送金先)	〒			<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要 受領書番号 (番) 交付日()
・		<input type="checkbox"/> 銀行振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵便振替 <input type="checkbox"/> その他 (別口預金口座入金日 . . .) 〈除く銀行振替〉 (送金日 . . . 送金先)	〒			<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要 受領書番号 (番) 交付日()
計			備考			

資料45 義援金受領書

義援金受領書	
令和 年 月 日	
住所 氏名	様
に係る義援金として、次のとおり受領しました。	
1. 義援金の種類	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 小切手
2. 金額 (額面)	円
発行者 印	

資料46 義援品受付簿

受領日	番号	受領品内容	受領方法	相手方	住所	受領書
					氏名	
					電話	
・ ・			<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他	〒	—	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要
				TEL ()	—	
・ ・			<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他	〒	—	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要
				TEL ()	—	
・ ・			<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他	〒	—	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要
				TEL ()	—	
・ ・			<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他	〒	—	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要
				TEL ()	—	
・ ・			<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他	〒	—	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要
				TEL ()	—	
・ ・			<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他	〒	—	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不要
				TEL ()	—	

資料47 義援品受領書

義援品受領書	
令和 年 月 日	
住所	
氏名	様
に係る義援金として、次のとおり受領しました。	
義援品の内容	
.....	
_____ 発 行 者 _____ 印	

資料48 災害救助法の適用基準

1. 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が下表のA欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
2. 大阪府下で滅失住家の世帯数が2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が下表B欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
3. 大阪府下の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合
4. 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
5. 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき

注) 被災世帯の算定にあたっては、全壊(焼)、流失を1世帯とし、半壊(焼)のときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住困難になったときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

○ 災害救助法適用基準

区 分	滅 失 世 帯		区 分	滅 失 世 帯	
	A	B		A	B
大 阪 府		2,500世帯	淀 川 区	100世帯	50世帯
大 阪 市	150世帯	75	東淀川区	100	50
北 区	100	50	東 成 区	80	40
都 島 区	100	50	生 野 区	100	50
福 島 区	80	40	旭 区	80	40
此 花 区	80	40	城 東 区	100	50
中 央 区	80	40	鶴 見 区	100	50
西 区	80	40	阿倍野区	100	50
港 市	80	40	住之江区	100	50
大 正 区	80	40	住 吉 区	100	50
天王寺区	80	40	東住吉区	100	50
浪 速 区	80	40	平 野 区	100	50
西淀川区	80	40	西 成 区	100	50

(平成22年9月1日現在 推計人口により算出)

資料49 被害の認定基準の概要

区本部長は「被害認定統一基準」（平成13年6月28日 内閣政策統括官通知）に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

認定基準の概要は次のとおり。

被害種類	被害認定統一基準（平成13年6月28日 内閣政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (ただし、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満の場合、もしくは損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満の場合は大規模半壊とする。)
住家一部 破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものを除く。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

(1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定される

なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料（損傷程度の例示）」を参考とする。

資料50 家屋被災状況調査票

下表の家屋被災状況調査表により、明らかに全壊と判断される建物以外については、建物の部分別に損害の割合を目視で判断し、合計損害割合を算出して全壊、半壊、一部損壊を判断する。

別表1

家屋被災状況調査表

所在地				番号			
所有者		構造		用途		床面積	

明らかな全壊	・居住または使用できないもの（主要構造部に著しい損傷があるもの、 ・復旧不能のもの ・不同沈下により家屋の傾斜があるもの）	A
--------	---	---

明らかな無被害	・数枚の瓦の落下、数枚のガラスの破損程度のもの ・外壁の亀裂、内壁の落下等がないもの	B
---------	---	---

○ 判定基準（木造家屋－プレハブを含む）

部分別	構成割合	被災状況	損壊の程度				部分別損害率
			1方又は25%	2方又は50%	3方又は75%	4方又は100%	
屋根	30%		7.5%	15%	22.5%	30%	
壁	30%	ア 亀裂、浮き上	2.5%	5%	7.5%	10%	
		イ 剥落	7.5%	15%	22.5%	30%	
天井・床・柱	30%		7.5%	15%	22.5%	30%	
その他	10%		2.5%	5%	7.5%	10%	
注) アとイが同一面にあるときはイを優先する。						合計	

○ 判定基準（非木造）

部分別	構成割合	被災状況	損壊の程度				部分別損害率
			1方又は25%	2方又は50%	3方又は75%	4方又は100%	
構造体	70%		17.5%	35%	52.5%	70%	
仕上	20%		5.0%	10%	15.0%	20%	
その他	10%		2.5%	5%	7.5%	10%	
注) その他とは、建物内部に被害（天井・床・柱を除く）が生じている場合等						合計	

特記事項	合計損害割合			無被害	
	A				
	C	70%以上			半壊
		20%以上			
20%未満		一部損壊			
調査日	令和 年 月 日	担当者	B	無被害	

資料5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき310円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができない者	1. 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額1戸当たり2,530,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)。	災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2. 高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与し、並びに老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内 4. 民間賃貸住宅借上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に避難している者 2. 住家被害を受けて炊事ができない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	1. 1人1日当たり1,040円以内 2. 被災地から縁故先等に一時避難する場合3日分支給可	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	住家の全半壊 (焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直に日常生活を営むことが困難な者	1. 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物支給に限ること。					
		区分	世帯区分						
		期別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増毎加算額	
		住家の全壊、全壊又は流失により被害を受けた世帯	夏期	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
		冬期	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円	
住家の半壊、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円		
冬期	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円			
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班一使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所一国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	輸送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班などによる場合は、使用した衛生材料等の実績 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	輸送費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所など日常生活に必要な必要最小限度の部分1世帯当たり547,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具費及び通学用品費は、1人あたり次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円 中学校生徒1人当たり4,400円 高等学校等の生徒等1人当たり4,800円	災害発生の日から （教科書）1か月以内、 （文房具及び通学用品）15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1. 災害の際死亡した者について、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12才以上）206,000円以内 小人（12才未満）164,800円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	（死体の洗浄、消毒等） 1体当り3,400円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,200円以内 （検案） 救護班により検案できない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	検案は、原則として救護班によって行う。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 賃金職員等雇上 費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人当たり 医師、歯科医師 21,700円以内 薬剤師 16,600円以内 保健師、助産師、看護師及び準看護師 17,100円以内 土木技師、建築技術者 15,600円以内	救助の実施が認められる期間以内	期間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

資料5 2 罹災証明書・被災証明書の発行手続き

(1) 罹災証明書・被災証明とは

災害対策基本法第2条に定める災害（自然災害等）により被災した場合、その被災者の救護措置である支援金の給付、各種援護資金の貸付、税の減免並びに保険金を受領する際に必要とされる被害の程度について証明するものです。

（災害対策基本法第90条の2により罹災（被災）証明書の発行が自治体に義務付けられています。（平成25年6月21日付け改正））

(2) 内容

・罹災証明書

自然災害（火災を除く）によって住家に被害を受けた場合に、被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・被害なし）を証明するもの。被害の程度を証明するために、市職員等が国（内閣府）の基準に基づき現地調査等を実施する。

・被災証明書

自然災害によって不動産、動産などに被害を受けた場合に、当該自然災害により被害を受けた事実を証明するもので、写真または現地調査により市職員等がその事実を現認する。

(3) 申請者

自然災害により被害を受けた本人もしくは同一世帯の親族（それ以外の方の場合は委任状が必要）

(3) 発行方法

ア 区職員による現場確認等により被害事実を確認する。

イ 職員が被害を確認できない場合、被害事実がわかる写真を提出いただき、自然災害に伴う被害であると判断できた場合のみ証明を発行する。（写真がないが、町会長などが現認している場合などについては確認した旨の文言、印を申請書に記載いただければ例外的に発行を認める）

ウ 証明発行番号・証明発行日・区長名を記入し、諸証明専用区長印を押印して発行する。

(4) 手数料

無料。

(5) その他

別紙の様式による。

- ・被災（届出）証明申請書／被災建物等証明申請書
- ・被災証明書
- ・被災建物等証明書

様式 1 (第 5 条関係)

整理番号 _____

罹災 (被災) 証明書交付申請書

大阪市大正区長あて

申請日	令和 年 月 日	種類 (※ 1)	罹災証明書	被災証明書
申請者 (窓口に来 られた方)	〒 住所：大阪市			TEL： ()
	フリガナ 氏名：			
		性別	生年月日	年 月 日生
	被災者との関係 (※ 2)	<input type="checkbox"/> 本人 (世帯主) <input type="checkbox"/> 同一世帯親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹 災 者 (※ 3)	住所：大阪市 区			TEL： ()
	フリガナ 氏名：	性別	続柄	世帯主
	フリガナ 氏名：	性別	続柄	生年月日
	フリガナ 氏名：	性別	続柄	生年月日
	フリガナ 氏名：	性別	続柄	生年月日
	フリガナ 氏名：	性別	続柄	生年月日
罹災場所等 (アパート名、 室番号も記入 してください)	所在地：大阪市大正区			
	住 家： 専用住宅 併用住宅 共同住宅 (分譲・賃貸) その他 ()			
物件と申請 者の関係	非住家： 店舗 事務所 倉庫 その他 ()			
罹災の原因	所有 管理 占有 その他 ()			
被害状況				
証明書必要数 及び必要理由等	通	理由・提出先等		

本申請書及び本市が保有する個人情報を各種被災者支援の実施のために利用することに 同意します 同意しません

(※ 1) 罹災証明書は災害対策基本法第 90 条の 2 に基づく住家の被害程度を証明する書面で、その他被災の事実を証明する書面を被災証明書と呼称しています。

(※ 2) 本人もしくは同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、下記の委任状にご記入ください。

(※ 3) 申請者が世帯主以外の場合は、住所、連絡先、世帯主の氏名等の情報を記入してください。このほか、人的被害に対する被災証明書が必要な場合に記入してください。

委任状	
大阪市大正区長あて	令和 年 月 日
上記申請者 _____ に、罹災・被災証明書の請求・受領の権限を委任します。	
委任者 住所：	
氏名：	(印)

様式2（第7条第1項関係）

〒	様
---	---

第 号

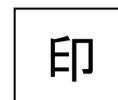
罹 災 証 明 書

罹災住所	
氏名	
物件所在地	
家屋番号	
物件用途	
災害名	
罹災の程度	摘要（物件と申請者の関係、共有持分割合等）

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

大阪市大正区長



資料 5 3 地区防災計画

- ・大正区三軒家西地域地区防災計画
- ・大正区三軒家東地域地区防災計画
- ・大正区泉尾東地域地区防災計画
- ・大正区泉尾北地域地区防災計画
- ・大正区中泉尾地域地区防災計画
- ・大正区北恩加島地域地区防災計画
- ・大正区小林地域地区防災計画
- ・大正区平尾地域地区防災計画
- ・大正区南恩加島地域地区防災計画
- ・大正区鶴町地域地区防災計画

新型コロナ禍等で災害が起きた場合は…
～あらかじめ、「在宅避難」・「分散避難」のご検討を～

新型コロナ禍で災害が起きた場合は…

～あらかじめ、「在宅避難」・「分散避難」のご検討を～

今からやっておくこと

「在宅避難」・「分散避難（親戚・知人宅への避難）」が
可能かどうか、予めご検討をお願いします。



□ ハザードマップで自分の家のある場所の災害リスクをチェック！

□ 浸水しない地域

□ 浸水が想定されている地域

*お住まいが、鉄筋造など堅牢な建物であり、ハザードマップの浸水想定以上の高さに部屋がある場合は、在宅避難も可能です。

*安全な親戚宅や知人宅に避難することも可能です。

在宅避難（自宅で避難）

分散避難

安全な親戚・
知人宅等

浸水想定されていない
災害時避難所

災害時避難所

□ 浸水や倒壊により自宅で生活できなくなった方が避難生活を送る施設
（親戚・知人宅を頼れる場合は、分散避難をお願いします。）

□ 避難所への避難前には体温チェックをし、熱咳等の症状のある方は必ず事前に申し出てください
（感染予防のため、災害時避難所では避難スペースを分離します。）

津波の場合、学校のほか、津波避難ビルや、その他の堅牢な建物の浸水想定以上の高さの部屋への避難も可能です。

個人・家庭での
一週間分の備蓄を！



災害発生!!

避難開始!

非常持出品に「マスク」・
「体温計」・「消毒液」の
追加をお願いします!



「在宅避難」や「分散避難」のご判断を!

災害時避難所の位置は
「大正区防災マップ」
で確認!



自宅以外に避難する場合

濃厚接触者
検査結果待ち

感染していない方（分散避難）

コロナ陽性者

指定医療機関
宿泊療養施設

区指定避難所

安全な親戚・知人宅等

浸水想定されていない
災害時避難所

【問合せ先】大正区役所 政策推進課（地域活動支援グループ） ☎ 4394-9958

大正区災害(緊急)対策本部行動計画表【南海トラフ地震編】

大阪市大正区災害(緊急)対策本部 行動計画表【南海トラフ地震編(勤務時間外)】 1/6

南海トラフ地震が発生し、大阪市内で震度6弱以上を観測した場合(1号動員体制)を想定

【参集に関する前提条件】徒歩:3km/h(20km以内居住者)、自転車:8km/h(48km以内居住者)《大阪市業務継続計画(第1.1版)P24 2-2職員の参集予測(1)ウ①より》

【上記条件に基づく参集可能職員】30分以内は4km圏内、1時間以内は8km圏内、3時間以内は24km圏内、6時間以内は48km圏内とし、48km圏外の職員は3日目までは参集不可と想定する。

	分掌事務	発災～30分以内	人員	備考
緊急区本部員、直近参集者	1 災害対策本部の設置 2 初期情報の収集等 3 災害時避難所開設の開設準備	<p>●庁舎内の被害状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿直専門員から庁舎の被害情報等の伝達を受け、必要があれば区緊急本部員自らが庁舎の被害状況を確認する。 ・被害状況のチェックは、以下の項目を中心に行い、二次災害が発生しないように緊急措置(立入禁止措置や使用禁止の貼り紙など)を行う。 <p><チェック項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建物の被害状況、防災情報システムの使用可否、有線電話、無線電話等通信設備の使用の可否、電気・ガス、水道の状況、自家発電装置の稼働状況、エレベーター等の確認、火気設備の処置等 <p>●区災害対策本部の設置(5階501会議室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4階政策推進課の無線機器(MCA無線機・デジタル簡易無線機一式)、防災情報システム、プリンター、避難所持参リュックを運ぶ <p>●通信機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システム、庁内パソコン、各種無線機器、有線電話の使用可能状況確認 ・区災害対策本部の設置(日時、場所)、区役所(庁舎、通信設備)の被害状況、職員参集状況等を防災情報システムで報告 ・衛星電話の設置 ・看板、机の設置、掲示物の掲示、防災マップ、ホワイトボード、各班BOX等用意、備蓄物資の確認 <p>【統括班・情報収集班】※各班が編成されるまでの初期対応</p> <p>●職員参集の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急区本部員名簿、直近参集者名簿、職員名簿に職員参集状況を記入 <p>●災害発生情報の収集・伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部からの情報の整理・伝達等 <p>●人的・物的被害情報の収集・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防、建設局津守工務所、自主防災組織等の関係機関との連絡 ・市災害対策(緊急)本部への報告 <p>【避難所開設準備班・直近参集者】※各班が編成されるまでの初期対応</p> <p>●災害時避難所の開設・調整・依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者、地域災害対策本部、議員への連絡 <p>●自主防災組織などと連携した災害時避難所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所持参リュックの準備(避難所鍵、各種紙票等) 	緊急区本部員 20名 うち参集可能 人数5名 (参集訓練実 績)	※MCA無線機 701~707 1281~1288 3015
			直近参集者 31名 うち参集可能 人数1名 (参集訓練実 績)	

【共通】

- 勤務時間外に地震による大きな揺れを感じたとき
 - ・まず、自分や家族の身を守り、揺れがおさまったら火の始末や、家族の安否確認などの必要な措置をとります。
 - ・勤務時間外には、必ず自宅にいるとは限りません。外出先からそのまま参集する場合には、家族に地震時のあなたの役割について理解してもらい、必要なことについて取り決めておく必要があります。
- 大阪市内での地震の大きさ(震度)を確認する
 - ・停電でテレビがつかない場合もありますので、その場合はスマートフォンや携帯電話、ラジオ等で気象庁発表の震度情報を確認してください。
 - ・気象庁発表の大阪市内の震度は、速報のあと数カ所について発表されます。速報のあとでも震度情報に注意し、大阪市内の最も大きな震度をもとに判断してください。
- 【動員体制】震度4 ⇒3号動員、震度5弱・震度5強 ⇒2号動員、震度6弱 ⇒1号動員
 - ・「津波警報・大津波警報」が発表された場合は、自宅や参集ルート、大阪市への到達予想時間を確認してください。
 - ・上記の行動は、職員が自主的に判断します。
 - ・震度5強以上が観測された場合は直近参集者が区役所に参集します。
- 所定の職場へ参集する
 - ・鉄道などが使えない場合は、参集に徒歩・自転車などを使用してください。自動車で出発しても途中で動けなくなったり、消防や警察などの緊急自動車の通行障害にもなりますので、自動車での参集は避けてください。
 - ・災害の状況によっては、区役所に参集したあと自宅に戻るまで時間がかかるかもしれませんので、懐中電灯、携帯ラジオ、簡単な食糧、飲料水、着替えなどを用意し、動きやすい服装で出発してください。
 - ・「津波警報・大津波警報」が発表されている場合は、津波到達時間を意識し、身の安全を確保しつつ参集してください。
 - ・自分や家族が地震によって負傷等し、どうしても参集することができない場合は、当面自宅に待機し、なるべく早期に電話等で区本部に報告し、指示を仰いでください。
 - ・遠隔地に居住している職員で、区役所までどうしても参集することができない場合は、できるだけ市内の直近の区役所までは参集し、そこで区本部に報告し、指示を仰ぐことを原則とします。
 - ・参集途上で目にした被害状況などは、区本部の応急対策を判断する重要な情報になりますので、見たことや聞いたことなどは、できるだけ覚えてメモをして、登庁後に区本部(調査班)へ報告してください。
 - ・「津波警報・大津波警報」が発表されている場合は、地震が発生してから87分が経過するまでに安全な場所へ避難してください。*
 - ・津波到達後、「津波警報・大津波警報」が継続している間は、安全な場所でも可能な活動を行ってください。タイムライン上の活動内容はすべて、安全な状況のもと指示(活動)を行ってください。

※南海トラフ巨大地震発生後の大正区への津波の最短到達時間は117分。

大阪市大正区災害(緊急)対策本部 行動計画表【南海トラフ地震編(勤務時間外)】 2/6

南海トラフ地震が発生し、大阪市域で震度6弱以上を観測した場合(1号動員体制)を想定

【参集に関する前提条件】徒歩:3km/h(20km以内居住者)、自転車:8km/h(48km以内居住者)《大阪市業務継続計画(第1.1版)P24 2-2職員の参集予測(1)ウ①より》

【上記条件に基づく参集可能職員】30分以内は4km圏内、1時間以内は8km圏内、3時間以内は24km圏内、6時間以内は48km圏内とし、48km圏外の職員は3日目までは参集不可と想定する。

	分掌事務	30分後～1時間以内	人員	備考		
緊急区本部員・直近参集者	1 災害対策本部の設置 2 初期情報の収集等 3 災害時避難所開設の開設準備	<p>【統括班・情報収集班・直近参集者】※各班が編成されるまでの初期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員参集の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急区本部員名簿、直近参集者名簿、職員名簿に職員参集状況を記入(継続) ●災害発生情報の収集・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部からの情報の整理・伝達等(継続) ●人的・物的被害情報の収集・報告 <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防、自主防災組織等の関係機関との連絡(継続) ・市災害対策(緊急)本部への報告(継続) ●関係機関・自主防災組織等への救助要請等 <ul style="list-style-type: none"> ・区内の救助状況等の把握 ・消防、警察、自衛隊、地域自主防災組織などの活動の調整、連携、支援 <p>【避難所開設準備班】※各班が編成されるまでの初期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時避難所の開設・調整・依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者、地域災害対策本部、議員への連絡 ●自主防災組織などと連携した災害時避難所の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所持参リュックの準備(避難所鍵、各種帳票等)(継続) 	緊急区本部員 20名 うち参集可能 人数13名 (参集訓練実 績) 直近参集者 31名 うち参集可能 人数18名 (参集訓練実 績)	※MCA無線機 701～707 1281～1288 3015		
			各班員が揃い次第移行 ↓			
		庶務班	1 各班の連絡統制 2 各部、関係機関への応援協力要請 3 市災害対策本部との連絡 4 予算経理 5 情報の収集、伝達および広報 6 義援金品の受付、保管 7 災害記録 8 他の班の所管に属さないこと	<ul style="list-style-type: none"> ●職員参集の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急区本部員名簿、直近参集者名簿、職員名簿に職員参集状況を記入 ●災害発生情報の収集・伝達 ※緊急区本部員から引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部からの情報の整理・伝達等 ●人的・物的被害情報の収集・報告 ※緊急区本部員から引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防、建設局津守工務所、自主防災組織等の関係機関との連絡 ・市災害対策本部への報告 ●区職員の安否・動員状況の確認・集約 ●各班の活動状況の把握 	区職員 26名 うち参集可能 人数12名 (8km圏内) 直近参集者 31名 うち参集可能 人数18名 (参集訓練実 績)	※MCA無線機 701 705 3015
		救助班	1 被災者の応急救助 2 救援物資の調達保管及び配給 3 応急給水 4 義援金品の配分 5 団体等の協力活動の連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ●人的・物的被害情報の収集(庶務班と連携) ●関係機関・自主防災組織等への救助要請等 ※緊急区本部員から引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・区内の救助状況等の把握 ・消防、警察、自衛隊、地域自主防災組織などの活動の調整、連携、支援 	区職員 15名 うち参集可能 人数2名 (8km圏内)	※MCA無線機 706
		避難受入班	1 被災者の受入 2 避難者の誘導 3 避難所受入れ状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時避難所の開設・調整・依頼 ※緊急区本部員から引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者、地域災害対策本部、議員への連絡 ●自主防災組織などと連携した災害時避難所の開設・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所持参リュックの準備(避難所鍵、各種帳票等) ※緊急区本部員から引継ぎ ・班員参集状況の把握 	区職員 73名 うち参集可能 人数18名 (8km圏内)	※MCA無線機 703～704 1281～1288
調査班	1 被害状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ●人的・物的被害情報の収集・報告 <ul style="list-style-type: none"> ・職員が参集途上で収集した被害状況の整理・集約 ・庶務班からの被害情報を記録 	区職員 19名 うち参集可能 人数8名 (8km圏内)	※MCA無線機 702		
保健福祉班	1 被災者の医療救護 2 防疫・保健衛生に関すること 3 区医師会等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設等の施設、職員、入所者及び福祉関係職員等の被害状況の把握 ●福祉避難所の開設・受入れの調整 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所(7箇所)に連絡し、開設の可否を確認 ・開設できる場合は施設に対して開設を依頼し、受入れ可能人数を把握 	区職員 21名 うち参集可能 人数9名 (8km圏内)	※MCA無線機 707		

●朱字は時間経過により各班にて新しく対応する業務

大阪市大正区災害(緊急)対策本部 行動計画表【南海トラフ地震編(勤務時間外)】 3/6

南海トラフ地震が発生し、大阪市内で震度6弱以上を観測した場合(1号動員体制)を想定

【参集に関する前提条件】徒歩:3km/h(20km以内居住者)、自転車:8km/h(48km以内居住者)《大阪市業務継続計画(第1.1版)P24 2-2職員の参集予測(1)ウ①より》

【上記条件に基づく参集可能職員】30分以内は4km圏内、1時間以内は8km圏内、3時間以内は24km圏内、6時間以内は48km圏内とし、48km圏外の職員は3日目までは参集不可と想定する。

	分掌事務	1時間後～3時間以内	人員	備考
庶務班	1 各班の連絡統制 2 各部、関係機関への応援協力要請 3 市災害対策本部との連絡 4 予算経理 5 情報の収集、伝達および広報 6 義援金品の受付、保管 7 災害記録 8 他の班の所管に属さないこと	●職員参集の受付 ・緊急区本部員名簿、直近参集者名簿、職員名簿に職員参集状況を記入(継続) ●災害発生情報の収集・伝達 ・市災害対策本部からの情報の整理・伝達等(継続) ●人的・物的被害情報の収集・報告 ・警察、消防、建設局津守工営所、自主防災組織等の関係機関との連絡(継続) ・市災害対策本部への報告(継続) ●区職員の安否・動員状況の確認・集約(継続) ●各班の活動状況の掌握(継続) ●広報活動の実施 ・区HP、ツイッターによる災害情報、避難所開設情報、安全な避難経路情報等の周知	区職員 26名 うち参集可能 人数24名 (24km圏内) 直近参集者 31名 うち参集可能 人数31名 (10割)	※MCA無線機 701 705 3015
救助班	1 被災者の応急救助 2 救援物資の調達保管及び配給 3 応急給水 4 義援金品の配分 5 団体等の協力活動の連絡調整	●人的・物的被害情報の収集(庶務班と連携)(継続) ●関係機関・自主防災組織等への救助要請等 ・区内の救助状況等の把握(継続) ・消防、警察、自衛隊、地域自主防災組織などの活動の調整、連携、支援(継続)	区職員 15名 うち参集可能 人数11名 (24km圏内)	※MCA無線機 706
避難受入班	1 被災者の受入 2 避難者の誘導 3 避難所受入れ状況の把握	●災害時避難所の開設・調整・依頼 ・施設管理者、地域災害対策本部、職員への連絡(継続) ●自主防災組織などと連携した災害時避難所の開設・運営 ・避難所持参リュックの準備(避難所鍵、各種帳票等)(継続) ・班員参集状況の把握、派遣【津波警報解除後】 ・区本部への状況報告、避難者台帳の保管状況確認、施設内の課題把握	区職員 73名 うち参集可能 人数51名 (24km圏内)	※MCA無線機 703～704 1281～1288
調査班	1 被害状況の調査	●人的・物的被害情報の収集・報告 ・職員が参集途上で収集した被害状況の整理・集約(継続) ・庶務班からの被害情報を記録(継続) ・各地域の巡回・調査【津波警報解除後】 ・一時避難場所の巡回、被災住民の災害時避難所への誘導【津波警報解除後】	区職員 19名 うち参集可能 人数17名 (24km圏内)	※MCA無線機 702
保健福祉班	1 被災者の医療救護 2 防疫・保健衛生に関すること 3 区医師会等との連絡調整	●社会福祉施設等の施設、職員、入所者及び福祉関係職員等の被害状況の把握(継続) ●福祉避難所の開設・受入れの調整 ・福祉避難所(7箇所)に連絡し、開設の可否を確認(継続) ・開設できる場合は施設に対して開設を依頼し、受入れ可能人数を把握(継続)	区職員 21名 うち参集可能 人数19名 (24km圏内)	※MCA無線機 707

●赤字は時間経過により各班にて新しく対応する業務

大阪市大正区災害(緊急)対策本部 行動計画表【南海トラフ地震編(勤務時間外)】 4/6

南海トラフ地震が発生し、大阪市域で震度6弱以上を観測した場合(1号動員体制)を想定

【参集に関する前提条件】徒歩:3km/h(20km以内居住者)、自転車:8km/h(48km以内居住者)《大阪市業務継続計画(第1.1版)P24 2-2職員の参集予測(1)ウ①より》

【上記条件に基づく参集可能職員】30分以内は4km圏内、1時間以内は8km圏内、3時間以内は24km圏内、6時間以内は48km圏内とし、48km圏外の職員は3日目までは参集不可と想定する。

	分掌事務	3時間後～6時間以内	人員	備考
庶務班	1 各班の連絡統制 2 各部、関係機関への応援協力要請 3 市災害対策本部との連絡 4 予算経理 5 情報の収集、伝達および広報 6 義援金品の受付、保管 7 災害記録 8 他の班の所管に属さないこと	●職員参集の受付 ・緊急区本部員名簿、直近参集者名簿、職員名簿に職員参集状況を記入(継続) ●災害発生情報の収集・伝達 ・市災害対策本部からの情報の整理・伝達等(継続) ●人的・物的被害情報の収集・報告 ・警察、消防、建設局津守工営所、自主防災組織等の関係機関との連絡(継続) ・市災害対策本部への報告(継続) ●区職員の安否・動員状況の確認・集約(継続) ●各班の活動状況の掌握(継続) ●広報活動の実施(継続) ・区HP、ツイッターによる災害情報、避難所開設情報、安全な避難経路情報等の周知 ●避難所外避難者への情報提供	区職員 26名 うち参集可能 人数24名 (48km圏内) 直近参集者 5名 うち参集可能 人数5名 (10割)	※MCA無線機 701 705 3015
救助班	1 被災者の応急救助 2 救援物資の調達保管及び配給 3 応急給水 4 義援金品の配分 5 団体等の協力活動の連絡調整	●人的・物的被害情報の収集(庶務班と連携)(継続) ●関係機関・自主防災組織等への救助要請等 ・区内の救助状況等の把握(継続) ・消防、警察、自衛隊、地域自主防災組織などの活動の調整、連携、支援(継続) ●避難者への食料、物資等の提供(避難所班と連携) ・物資の保管状況の確認、必要物資の把握、不足物資等を庶務班に報告	区職員 15名 うち参集可能 人数14名 (48km圏内)	※MCA無線機 706
避難受入班	1 被災者の受入 2 避難者の誘導 3 避難所受入れ状況の把握	●災害時避難所の開設・調整・依頼 ・避難者数の把握、受入れの調整 ●自主防災組織などと連携した災害時避難所の開設・運営 ・避難所持参リュックの準備(避難所鍵、各種飯票等)(継続) ・班員参集状況の把握、派遣(継続) ・区本部への状況報告、避難者台帳の保管状況確認、施設内の課題把握(継続) ・要支援者の状況把握、福祉避難室の開設 ・食料、物資の配給準備等(救助班と連携)	区職員 73名 うち参集可能 人数60名 (48km圏内)	※MCA無線機 703～704 1281～1288
調査班	1 被害状況の調査	●人的・物的被害情報の収集・報告 ・職員が参集途上で収集した被害状況の整理・集約(継続) ・庶務班からの被害情報を記録(継続) ・各地域の巡回・調査(継続) ・一時避難場所の巡回、被災住民の災害時避難所への誘導(継続)	区職員 19名 うち参集可能 人数18名 (48km圏内)	※MCA無線機 702
保健福祉班	1 被災者の医療救護 2 防疫・保健衛生に関すること 3 区医師会等との連絡調整	●社会福祉施設等の施設、職員、入所者及び福祉関係職員等の被害状況の把握(継続) ●福祉避難所の開設・受入れの調整 ・福祉避難所(7箇所)に連絡し、開設の可否を確認(継続) ・開設できる場合は施設に対して開設を依頼し、受入れ可能人数を把握(継続) ●開設した福祉避難所への災害時要援護者の移送支援(避難受入班と連携) ・災害時要援護者を福祉避難所へ移送するよう自主防災組織へ依頼	区職員 21名 うち参集可能 人数20名 (48km圏内)	※MCA無線機 707

●赤字は時間経過により各班にて新しく対応する業務

大阪市大正区災害(緊急)対策本部 行動計画表【南海トラフ地震編(勤務時間外)】 5/6

南海トラフ地震が発生し、大阪府域で震度6弱以上を観測した場合(1号動員体制)を想定

【参集に関する前提条件】徒歩:3km/h(20km以内居住者)、自転車:8km/h(48km以内居住者)《大阪市業務継続計画(第1.1版)P24 2-2職員の参集予測(1)ウ①より》

【上記条件に基づく参集可能職員】30分以内は4km圏内、1時間以内は8km圏内、3時間以内は24km圏内、6時間以内は48km圏内とし、48km圏外の職員は3日目までは参集不可と想定する。

	分掌事務	6時間後～12時間以内	人員	備考
庶務班	1 各班の連絡統制 2 各部、関係機関への応援協力要請 3 市災害対策本部との連絡 4 予算経理 5 情報の収集、伝達および広報 6 義援金品の受付、保管 7 災害記録 8 他の班の所管に属さないこと	●職員参集の受付 ・緊急区本部員名簿、直近参集者名簿、職員名簿に職員参集状況を記入(継続) ●災害発生情報の収集・伝達 ・市災害対策本部からの情報の整理・伝達等(継続) ●人的・物的被害情報の収集・報告 ・警察、消防、建設局津守工管所、自主防災組織等の関係機関との連絡(継続) ・市災害対策本部への報告(継続) ●区職員の安否・動員状況の確認・集約(継続) ●各班の活動状況の掌握(継続) ●広報活動の実施(継続) ・区HP、ツイッターによる災害情報、避難所開設情報、安全な避難経路情報等の周知 ●避難所外避難者への情報提供(継続) ●被害の状況や応急・復旧対策に関する住民への情報提供	区職員 26名 うち参集可能 人数24名 (48km圏内) 直近参集者 5名 うち参集可能 人数5名 (10割)	※MCA無線機 701 705 3015
救助班	1 被災者の応急救助 2 救援物資の調達保管及び配給 3 応急給水 4 義援金品の配分 5 団体等の協力活動の連絡調整	●人的・物的被害情報の収集(庶務班と連携)(継続) ●関係機関・自主防災組織等への救助要請等 ・区内の救助状況等の把握(継続) ・消防、警察、自衛隊、地域自主防災組織などの活動の調整、連携、支援(継続) ●避難者への食料、物資等の提供(避難所班と連携)	区職員 15名 うち参集可能 人数14名 (48km圏内)	※MCA無線機 706
避難受入班	1 被災者の受入 2 避難者の誘導 3 避難所受入れ状況の把握	●災害時避難所の開設・調整・依頼 ・避難者数の把握、受入れの調整(継続) ●自主防災組織などと連携した災害時避難所の開設・運営 ・避難所持参リュックの準備(避難所鍵、各種帳票等)(継続) ・班員参集状況の把握、派遣(継続) ・区本部への状況報告、避難者台帳の保管状況確認、施設内の課題把握(継続) ・要支援者の状況把握、福祉避難所の開設(継続) ・食料、物資の配給準備等(救助班と連携)(継続)	区職員 73名 うち参集可能 人数60名 (48km圏内)	※MCA無線機 703～704 1281～1288
調査班	1 被害状況の調査	●人的・物的被害情報の収集・報告 ・職員が参集途上で収集した被害状況の整理・集約(継続) ・庶務班からの被害情報を記録(継続) ・各地域の巡回・調査(継続) ・一時避難場所の巡回、被災住民の災害時避難所への誘導(継続) ● <u>応急危険度判定(都市整備局実施)の参考となる家屋等の倒壊状況の情報収集</u> ● <u>不明な箇所(空白地帯)の現地調査</u>	区職員 19名 うち参集可能 人数18名 (48km圏内)	※MCA無線機 702
保健福祉班	1 被災者の医療救護 2 防疫・保健衛生に関すること 3 区医師会等との連絡調整	●開設した福祉避難所への災害時要援護者の移送支援(避難受入班と連携) ・災害時要援護者を福祉避難所へ移送するよう自主防災組織へ依頼(継続) ● <u>災害時要援護者の社会福祉施設等への緊急一時入所の実施指示(避難受入班と連携)</u> ・ <u>保健師等が緊急入所が必要かを判断</u> ・ <u>緊急入所が必要であれば社会福祉施設等へ連絡を取り、移送するよう指示</u> ● <u>各避難所への救護所の設置、支援(避難受入班と連携)</u> ・ <u>不足する医師、薬剤、資材の手配等</u> ● <u>医師会への医療救護派遣要請</u> ● <u>災害医療協力病院等区内医療機関の被災状況調査</u> ・ <u>被災状況、受入れ状況等を確認</u>	区職員 21名 うち参集可能 人数20名 (48km圏内)	※MCA無線機 707

●赤字は時間経過により各班にて新しく対応する業務

大阪市大正区災害(緊急)対策本部 行動計画表【南海トラフ地震編(勤務時間外)】 6/6

南海トラフ地震が発生し、大阪市域で震度6弱以上を観測した場合(1号動員体制)を想定

【参集に関する前提条件】徒歩:3km/h(20km以内居住者)、自転車:8km/h(48km以内居住者)《大阪市業務継続計画(第1.1版)P24 2-2職員の参集予測(1)ウ①より》

【上記条件に基づく参集可能職員】30分以内は4km圏内、1時間以内は8km圏内、3時間以内は24km圏内、6時間以内は48km圏内とし、48km圏外の職員は3日目までは参集不可と想定する。

	分掌事務	12時間後～24時間以内	人員	備考
庶務班	1 各班の連絡統制 2 各部、関係機関への応援協力要請 3 市災害対策本部との連絡 4 予算経理 5 情報の収集、伝達および広報 6 義援金品の受付、保管 7 災害記録 8 他の班の所管に属さないこと	●職員参集の受付 ・緊急区本部員名簿、直近参集者名簿、職員名簿に職員参集状況を記入(継続) ●災害発生情報の収集・伝達 ・市災害対策本部からの情報の整理・伝達等(継続) ●人的・物的被害情報の収集・報告 ・警察、消防、建設局津守工営所、自主防災組織等の関係機関との連絡(継続) ・市災害対策本部への報告(継続) ●区職員の安否・動員状況の確認・集約(継続) ●各班の活動状況の掌握(継続) ●広報活動の実施(継続) ・区HP、ツイッターによる災害情報、避難所開設情報、安全な避難経路情報等の周知 ●避難所外避難者への情報提供(継続) ●被害の状況や応急・復旧対策に関する住民への情報提供(継続)	区職員 26名 うち参集可能人数24名(48km圏内) 直近参集者 5名 うち参集可能人数5名(10割)	※MCA無線機 701 705 3015
救助班	1 被災者の応急救助 2 救援物資の調達保管及び配給 3 応急給水 4 義援金品の配分 5 団体等の協力活動の連絡調整	●人的・物的被害情報の収集(庶務班と連携)(継続) ●関係機関・自主防災組織等への救助要請等 ・区内の救助状況等の把握(継続) ・消防、警察、自衛隊、地域自主防災組織などの活動の調整、連携、支援(継続) ●避難者への食料、物資等の提供(避難所班と連携)(継続) ・物資の保管状況の確認、必要物資の把握、不足物資等を区本部に要請(継続)	区職員 15名 うち参集可能人数14名(48km圏内)	※MCA無線機 706
避難受入班	1 被災者の受入 2 避難者の誘導 3 避難所受入れ状況の把握	●災害時避難所の開設・調整・依頼 ・避難者数の把握、受入れの調整(継続) ●自主防災組織などと連携した災害時避難所の開設・運営 ・避難所持参リュックの準備(避難所鍵、各種帳票等)(継続) ・班員参集状況の把握、派遣(継続) ・区本部への状況報告、避難者台帳の保管状況確認、施設内の課題把握(継続) ・要支援者の状況把握、福祉避難室の開設(継続) ・食料、物資の配給準備等(救助班と連携)(継続) ・相談窓口の設置	区職員 73名 うち参集可能人数60名(48km圏内)	※MCA無線機 703～704 1281～1288
調査班	1 被害状況の調査	●人的・物的被害情報の収集・報告 ・職員が参集途中で収集した被害状況の整理・集約(継続) ・庶務班からの被害情報を記録(継続) ・各地域の巡回・調査(継続) ・一時避難場所の巡回、被災住民の災害時避難所への誘導(継続) ・応急危険度判定(都市整備局実施)の参考となる家屋等の倒壊状況の情報収集(継続) ・不明な箇所(空白地帯)の現地調査(継続)	区職員 19名 うち参集可能人数18名(48km圏内)	※MCA無線機 702
保健福祉班	1 被災者の医療救護 2 防疫・保健衛生に関すること 3 区医師会等との連絡調整	●開設した福祉避難所への災害時要援護者の移送支援(避難受入班と連携) ・要支援者を福祉避難所へ移送するよう自主防災組織へ依頼(継続) ●災害時要援護者の社会福祉施設等への緊急一時入所の実施指示(避難所班と連携) ・保健師等が緊急入所が必要かを判断(継続) ・緊急入所が必要であれば社会福祉施設等へ連絡を取り、移送するよう指示(継続) ●各避難所への救護所の設置、支援(避難受入班と連携) ・不足する医師、薬剤、資材の手配等(継続) ●医師会への医療救護派遣要請 ●災害医療協力病院等区内医療機関の被災状況調査 ・被災状況、受入れ状況等を確認(継続) ●災害時避難所における衛生指導・管理(避難受入班と連携) ・消毒剤の確認・配布計画立案、仮設トイレ汚物処理、食糧供給、ペット飼育等の衛生指導・管理	区職員 21名 うち参集可能人数20名(48km圏内)	※MCA無線機 707

●赤字は時間経過により各班にて新しく対応する業務